

## 広島県告示第六百三十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように変更し、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年九月十七日

広島県知事 湯崎英彦

次の表の上欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十一年広島県告示第四百七十七号（平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を改正する告示）（以下「平成三十一年告示」という。）	平成三十一年告示附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額に係る平成二十九年広島県告示第二百九十六号（平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を改正する告示）（以下「平成二十九年告示」という。）	三、九三〇円	三、九二〇円	三、九三〇円	三、九四〇円
平成二十九年告示附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額に係る平成二十八年広島県告示第三百四十九号（平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を改正する告示）（以下「平成二十八年告示」という。）	平成二十九年告示附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額に係る平成二十七年広島県告示第三百二十号（平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を改正する告示）（以下「平成二十七年告示」という。）	三、九三〇円	三、九二〇円	三、九三〇円	三、九四〇円
平成二十七年告示附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額に係る平成二十六年広島県告示第三百六十二号（平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る平成二十六年広島県告示第三百六十二号（平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を改正する告示）（以下「平成二十七年告示」という。）	平成二十七年告示附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額に係る平成二十六年広島県告示第三百六十二号（平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を改正する告示）（以下「平成二十七年告示」という。）	三、九三〇円	三、九二〇円	三、九三〇円	三、九四〇円

(び最高限度額) の一部を改正する告示)